

## 第 169 話<湯布院会議>の要約と参考資料

### 第 169 話<湯布院会議>の要約

住友鉦前の長期座り込みのあと、苦悩する土呂久訴訟の原告・被害者と支援者は闘いの出口を求めて弁護団と合同会議を開きました。禁句だった「和解」の言葉が飛び交い、「命あるうちの救済」「いのちある限り救済」を目的に、裁判所での和解決着へ路線を変更しました。

### 第 169 話<湯布院会議>の参考資料

#### 169-1 湯布院会議

土呂久を記録する会編「記録・土呂久」

川原一之「甦りの道しるべ」P154～156 より

(1989年)5月21日に宮崎カトリック教会で開かれた1989年度の守る会総会で、ふだんは楽天家の西浪が「今後どうしたらいいか全然わからんとです」と悩みを打ち明け、被害者の会の知恵袋の佐藤ハツネはこう懇願した。「困った事態になっています。守る会の皆さんによい知恵がありましたら貸してほしいとです」。成果なく終えた2度の東京行動後、闘いの方向をみいだせずにいる守る会は、この追い詰められた訴えに答えを出せないまま「被害者と支援者を中心にした学習会を積極的に開催する」ことなどを決めて閉会した。

(略) 二度の東京行動で燃え尽き、直接行動に見切りをつけた高齢の患者の胸の中に「一日も早く解決したい」という願いがふくらむばかりである。守る会は、その気持ちに寄り添いながら早期解決をさぐり始めた。弁護団事務局長の成見正毅から「最近の最高裁は企業、行政よりの逆転判決が目立ち、弁護団では最高裁判決はもらうべきでないという意見が強い」と聞かされると、8月に原告、弁護士、支援者の三者合同会議を開催するよう呼びかけた。

由布岳の連山が霧雨にけふる8月25日、土呂久からトネ、ハツネ、ミキ、直、浪の5人、宮崎と福岡から上野登、生熊来吉ら支援者10人が大分県湯布院町の保養施設を訪ね、2陣訴訟の結審を前に合宿中の土呂久弁護団11人に合流して三者合同会議を開いた。「最高裁の判決まで5年はかかると思う。住友の賠償責任がひっくり返る心配はないが、部分的に高裁判決と判断が違って差し戻されることも考えられる」。岡村正淳弁護士が樂觀できない見通しを語って討論に入った。

佐藤トネ 被害者の希望は、2陣判決の前後に1, 2陣同時に解決できないものだろうか、返還金を返さずに、今後も公健法をもらいつづけることはできないものだろうか

かということです。

池田純一弁護士 そんなに木目細かな解決は和解でないと無理だな。

佐藤ミキ 会社は引き延ばし引き延ばしにかかって、年とっていくばかりの被害者はお金に頼らざるをえないのです。命ある間にちょっとでいいから、いい目にあいたい気持ちがあります。勝つめどがないのに待ちつづけるより、和解で一日も早い解決ができるなら……。

上野 和解になると、これまで2度の判決で認められた住友の賠償責任の問題はどうなりますか。

池田 判例として歴史に残ります。住友としては最高裁の判決で消したいたろうが、ぼくらは最高裁で判決をもらわなくていい。

坂本正典 和解では「住友に責任なし」とするのではないのか。

中村仁弁護士 「責任なし」とした和解にカネミ油症事件があるが、土呂久ではまずありえない。現実的なのは責任にふれない和解ですね。

トネ 原告は返還金と公健法の継続がいちばん気になっています。最高裁で高裁以上の判決がでないのなら、住友の責任を問うて始めた裁判ではありますが、高齢化する原告としては生きていうちに解決したいとです。

禁句となっていた「和解」の2文字が、三者の間で初めて飛び交う議論は3時間余りつづいた。原告の希望を加藤満生弁護士が「命あるうちの救済を」「命あるかぎり救済を」というわかりやすい2本の柱にくくって整理した。判決を武器にして直接交渉で活路を開く方法から、裁判所を舞台にした話し合い決着へ、この湯布院会議で大きく方針が変更された。寿命と判決の時間競争につかれた患者が、早期解決を熱望する段階に入って、それまで脇役だった弁護団に主演の役割が回ったのである。

#### 西日本新聞聞き書き「山峡のシンフォニー」第63回

元号が平成に変わった1989年の8月25日、大分県湯布院町（現由布市）の保養施設で、土呂久公害訴訟の行方を占う重要な会議が開かれました。原告患者19人が84年に提訴した土呂久公害第2陣訴訟の結審が近づいている時期でした。

この日、霧雨にけふる由布岳の中腹に集まったのは被害者の会会長の佐藤トネさんら原告5人、守る会から会長の上野登さんら10人、弁護団から団長の楢田万喜雄さん、事務局長の成見正毅さんら11人でした。僕が進行役を務め、上野さんが「新しい局面を冷厳な目で見つめ、率直に話し合おう」とあいさつして話し合いが始まりました。弁護団は、第1陣訴訟の裁判について「最高裁の判決まで5年はかかる。賠償責任がひっくり返ることはないが、差し戻し判決なら、さらに時間がかかる」と長期化を示唆しました。2度の東京行動で期待した成果が得られず、住友金属鉱山との自主交渉による解決の可能性はなくなったとの認識で一致し、今後の戦略には、原告、弁護士、支援者の本音の議論が必要でした。トネさんが「原告は高齢化している。2陣判決前後に、1陣も一緒に解決し

てほしいと望んでいる人が多い」と皆の意見を代弁しました。

問題は裁判補償と公害健康被害補償法（公健法）の両立でした。第 1 陣の控訴審判決は、補償金額から公健法給付額を差し引き、一審判決で支払われた仮執行金との差額を返還するように命じていました。トネさんは「返せと言われても、家や墓を建てて、払う金はない。解決しても、公健法給付を受けられるようにならないか」と訴えます。「そんなきめ細かい解決は、和解でないと無理だな」と池田純一弁護士。たまりかねた佐藤ミキさんが「勝つめどが立たない中で、いつまで待つのか。和解で一日も早い解決ができるなら……」と口にしました。裁判闘争の中で避けてきた「和解」の言葉が会議で飛び交いました。

「被害者の気持ちは痛いほど分かる」。日弁連公害対策委員会のメンバーだった横浜市の弁護士、加藤満生さんが、原告の願いを「命あるうちの救済」「命ある限りの救済」という 2 本のスローガンにうまくまとめました。この日、勝訴判決を持って住友鉱と直接交渉して解決を目指すことから、裁判所を舞台にした話し合い決着へ大きく方針転換したのです。

## 169-2 二陣訴訟裁判官から和解打診

土呂久を記録する会編「記録・土呂久」

川原一之「甦りの道しるべ」P157 より

判決が近づく 1990（平成 2）年 2 月 8 日、もう一つ予想外のことが起きた。弁護団長の畝田の事務所へ、この裁判の主任になっている右陪席の飯田喜信裁判官から突然の電話が入ったのだ。

「新聞報道によると原告は一日も早い解決を望んでいるようだが、原告に和解に応ずる気持があるのかどうか、19 日までに返事をいただきたい」

裁判所が和解の意向を打診してきたのである。判決目の時期のこの打診をどう考えればよいのか、岡村弁護士はこう説明した。

「判決文はもうできあがって印刷に回っているはずだ。今回の打診は、長引く訴訟を待ちきれず死んでいく原告を気の毒に思い、裁判所が、和解の見込みがあるなら最後の努力をしてみようという気持ちになったのだろう。積極的な発言と受け止めていいと思う」

この提案を歓迎する被害者の意向に沿って、原告弁護団は「和解のテーブルにつく用意がある」と裁判所に回答したのに、住友鉱が「和解には応じない」と拒否の返事をしてきて、この話はつぶれた。